

○道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成十五年国土交通省告示第千三百十八号）

改 正	現 行
<p>(施錠装置) 第八条 (略) 2・3 (略)</p> <p>4 平成二十一年十二月三十一日以前に製作された自動車については、細目告示別添九 4・4・1の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示(平成十八年国土交通省告示第千二百三号)による改正前の細目告示別添九 4・4・1の規定を適用することができる。</p>	<p>(施錠装置) 第八条 (略) 2・3 (略)</p>
<p>(再帰反射材) 第四十一条の二 (略)</p> <p>2 平成二十三年十二月三十一日以前に製作された自動車については、細目告示別添五十二 4・22・及び別添五十四 4・20・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示(平成十八年国土交通省告示第千二百三号)による改正前の細目告示別添五十二 4・22・及び別添五十四 4・20・の規定を適用することができる。この場合において、自動車の構造上、再帰反射材を取り付けることが困難な自動車にあつては、同告示別添五十二 4・22・3・3・及び別添五十四 4・20・3・1・中「八十%以上」とあるのは、「六十%以上」と読み替えることができる。</p>	<p>(再帰反射材) 第四十一条の二 (略)</p>
<p>3 平成二十三年十二月三十一日以前に製作された自動車の再帰反射材の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第三十八条の第三項の告示で定める基準は、細目告示第百三十三条の第三項及び第二百一条の第三項の規定にかかわらず、次に適合するものであればよい。この場合において、再帰反射材の反射部、個数及び取付位置の取扱いは、別添九十四「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第二章第二節及び同章第三節関係)」によるものとする。</p> <p>一 線状再帰反射材は、以下の基準を満たすものとする。</p> <p>イ 地面にできるだけ平行に取り付けること。</p> <p>ロ 当該自動車の長さ及び幅の八十パーセント以上(自動車の構造上、再帰反射材をそれらの八十パーセント以上に取り付けることができない場合においては、六十パーセント以上)を識別できるように取り付けること。</p> <p>ハ 不連続の場合、それらのすべての間隔は最も短いものの長さの五十パーセントを超えないこと。</p> <p>ニ 下縁の高さが地上〇・二五メートル以上となるように取り付けること。</p> <p>イ 輪郭表示再帰反射材は、以下の基準を満たすものとする。</p> <p>ロ 地面にできるだけ平行又は垂直に取り付けること。</p> <p>当該自動車の側面及び後面の輪郭をできるだけ正確に識別できるように取り付けること。</p>	

ハ 不連続の場合、それらのすべての間隔は最も短いものの長さの五十パーセントを超えないこと。

ニ 当該自動車の最下部に取り付けるものは、その下縁の高さが地上〇・二五メートル以上となるように取り付けること。

三 特徴等表示再帰反射材は、その他の灯火等の効果を阻害しないように、当該自動車の側面の輪郭表示再帰反射材の内側にのみ取り付けること。

4 |

平成二十三年十二月三十一日以前に製作された自動車であつて、自動車の構造上、

再帰反射材を取り付けることが困難な自動車にあつては、細目告示第百三十三条の二

第三項第四号及び第五号並びに第二十一条の二第三項第四号及び第五号並びに別添

五十二・四・二・二・五・一・二・二・四・二・二・五・二・二・並びに別添五十四・四・二・四・一・二・二・四・二・二・中「八十%以上」とあるのは「六十%以上」と読み替へることができる。